

# 令和元年台風第19号等で被災した事業者等への支援策 (経済産業省関連)

## 1. 災害復旧等に向けた補助制度

- (1) **中小企業等グループ補助金**
    - 被災した中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づき事業者が行う施設・設備復旧等の費用を補助。
      - ▶ 宮城県・福島県・栃木県・長野県： 3/4補助 (国1/2、県1/4)、上限15億円
      - ※ 東日本大震災からの復興途上にある宮城県・福島県：一定の要件の下、5億円まで定額補助 (国2/3、県1/3)
    - 事業者負担分については、中小機構による無利子融資を実施。
  - (2) **小規模事業者持続化補助金**
    - 被災した個々の小規模事業者が、機械・車両購入、店舗改装から広告宣伝まで事業再建に取り組む費用を幅広く補助。
      - ▶ 宮城県・福島県・栃木県・長野県： 2/3補助、上限200万円
      - ※ 東日本大震災からの復興途上にある宮城県・福島県：一定の要件の下、定額補助
      - ▶ 上記4県を除く災害救助法が適用された10都県： 2/3補助、上限100万円 (直接被害のみ対象)
  - (3) **自治体連携型補助金**
    - 災害救助法が適用された14都県が地域の被災企業の復旧・再建を支援していく取組について、当該都県に対してその実施に係る経費の1/2を補助。岩手県・茨城県・埼玉県・千葉県・神奈川県には国の補助率を2/3に引き上げる (※事業者に対する補助率は最大3/4、補助上限は都県が設定)。
  - (4) **中小企業組合共同施設等復旧事業**
    - 災害救助法が適用された14都県の事業協同組合施設 (倉庫、生産設備、加工施設、販売施設等) の災害復旧事業に要する費用を3/4補助 (国1/2、県1/4)。
  - (5) **商店街補助金**
    - 災害救助法が適用された14都県の被災した商店街の共同施設 (クーラーや電灯等) の改修等の補助 (最大3/4補助 (国1/2、県1/4)) や、集客イベント等に取り組む費用を補助 (上限100万円、定額又は2/3補助)。
    - 宮城県・福島県・栃木県・長野県においては、中小機構による仮設店舗整備への支援を行う (定額補助)。
  - (6) **よろず支援拠点事業・専門家派遣事業等**
    - 災害救助法が適用された14都県において、よろず支援拠点等の相談機関のコーディネーター等を増員し、経営相談対応の体制等を充実させる。
  - (7) **石油製品販売業早期復旧支援事業**
    - 災害救助法が適用された14都県の早期復旧、生活再建に必要な不可欠なSS (サービステーション) の機能回復のため、被害を受けた計量機等の設備等の補修又は入替工事に係る費用を3/4補助。
  - (8) **地域の魅力発信による消費拡大事業**
    - 被災地域の復興に向けた風評被害払拭や旅行者による需要喚起のため、当該地域にある地域資源の魅力を、メディア・インフルエンサー等の招聘や商談会・セミナー等を通じて情報発信・PRを行う。
- ## 2. 予備費以外の支援
- (1) **日本政策金融公庫による資金繰り支援**
    - 災害救助法が適用された14都県で、直接・間接・風評被害を受ける中小企業・小規模事業者に対して、事業の復旧に必要な設備資金や運転資金を通常とは別枠で融資。直接被害者については最大1億円まで金利を▲0.9%引下げ。
      - ▶ 引き下げ後の金利：中小事業 (1.11%→0.21%)、国民事業 (1.36%→0.46%)
  - (2) **信用保証協会による資金繰り支援**
    - 災害救助法が適用された14都県で、一般保証 (2.8億円、80%保証) とは別枠となるセーフティネット保証4号 (2.8億円、100%保証※災害救助法適用地域) 及び災害関係保証 (2.8億円、100%保証※直接被害) を実施。
  - (3) **政府関係金融機関の運営に必要な経費 - 台風19号災害リル経**
    - 被災した小規模事業者の資金繰りを支援するため、小規模事業者経営改善資金融資制度 (リル経) について、災害対応の別枠を設け、貸付金利を▲0.9%引き下げる。
  - (4) **小規模企業共済制度の特例災害時貸付け**
    - 被災した小規模企業共済の契約者に対し、一定額までの無利子貸付けを行う。
  - (5) **下請け中小企業等への配慮徹底**
    - 災害を理由とした取引解消を行わないよう、下請中小企業等への配慮を徹底する通達を業界団体・自治体へ発出。